令和3年度

事業計画書

目 次

基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
重	点	項	目		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	• ‡	也域花	富祉の	か <u>:</u>	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	・污	去人名	圣営	及	び;	運'	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
地填	成福剂	止の拊	進進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
法人	、経営	営及て	が運?	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
指定	三管理	里施設	设の網	径;	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	• ‡	老人福	量祉で	セ	ン・	タ	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	• 如	市崎伊	呆健 往	富	祉 [·]	セ	ン	タ	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	• =	E和但	呆健 祠	富	祉 [·]	セ	ン	タ	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	• 🛱	有部份	呆健 往	富	祉 [·]	セ	ン	タ	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
居宅	三介語	雙支援	援事	業済	所	の i	経	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4

基本方針

昨年は、新型コロナウィルス感染症の世界的流行に伴い、社会経済活動が大幅に規制され、倒産やリストラ等、リーマンショックを上回る失業者が想定さているなど、国民生活に大きな混乱が生じ、今なお終息が見えない状況にあります。こうした中、本会では「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付が設けられたことにより、相談窓口を設置し困窮者支援にあたってきたところです。

コロナ禍において、市民生活は物理的距離を保ち3つの密を避けるといった新たな生活様式への変化に伴い、地域の中での孤立、孤独化が懸念されています。物理的距離を保たなければならない時こそ、心の距離を縮め地域社会との絆をしっかりと紡ぎ出し、感染症と共存する新たな社会を築き上げなければなりません。

市原市行政では本年3月に『地域共生社会の実現』を目指すため、「市原市地域福祉計画 (市原市地域共生社会推進プラン)」が改訂され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域 づくり支援」といった取組みを進め、包括的な支援体制の構築が求められています。

本会においても本改訂を受け、民間の行動計画である「市原市地域福祉活動計画」を本年6月までに策定し、行政計画と目標を共有し、連携・連動しながら公私協働による地域 共生社会の実現に向けた取組みを進めていくものです。

加えて、昨年度から取組みを進めている成年後見関連業務の体制強化を図り、高齢や障がい等で判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、 日常生活を支えていきます。

また、一昨年の災害ボランティアセンターの設置・運営及び昨年3月に設けられた特例貸付の相談窓口として本会の存在も広く市民に知られることとなり、従前より認知度も向上したものと思われます。こうした取組みにおいて繋がりを持つことのできた市民や団体等に対して更なる理解促進に向け、本会の「見える化」「見せる化」を積極的に行い、本会の認知度向上を図ります。

こうした一方で、感染症の影響による雇用・経済の悪化に伴って、本会会費及び共同募金配分金の減収など、財政面では非常に厳しい状況下にありますが、住民や行政の期待に応え、より一層の地域福祉の推進と健全な法人経営を目指します。

重点項目

地域福祉の推進

1 みんなで支え合い助け合える地域づくり

- 小域福祉ネットワーク・地区社協の活性化支援
- 地域づくりを支援する事業の充実
- 災害ボランティア活動の環境整備

2 みんなの生活を支えるための体制づくり

- 総合的な相談支援体制の充実
- 地域生活を支援する事業の充実
- 子育て・高齢者・障がい者・生活困窮者支援活動の充実

3 みんなの顔がつながる 仕組みづくり

- 地区行動計画に基づく取組の推進
- 福祉圏域間の連携・協働体制の強化
- 関係機関・専門機関との連携の推進

4 みんなで取り組むための基盤づくり

- 地域福祉を支える多様な担い手の養成
- ボランティアセンター機能の強化
- 地域福祉推進体制の強化

法人経営及び運営

1 トップマネジメントトップセールスの強化

- トップマネジメントカの強化
- 監事監査の実施
- 評議員会の開催

2 社協の見える化・見せる化の推進

■ 広報、発信力の強化

3 事務事業推進体制の強化

- 法人管理、運営体制の強化
- 地域福祉推進体制の強化
- 生活支援体制の強化

4 人財育成及び人材確保

- 人事考課制度の効果的な運用
- 育成体制の再構築

5 財政基盤の充実・強化

■ 自主財源の充実、強化

地域福祉の推進

1 みんなで支え合い助け合える地域づくり

※(予算書ページ/予算額)

- 1 小域福祉ネットワーク・地区社協の活性化支援
 - (1) 小域福祉ネットワークの活動・運営支援(P11/9,200 千円) ※ 市原市と連携しながら、小域福祉ネットワークが取り組む自主的・自発的な地域福祉活動の展開と安定的・持続的な組織運営を支援します。
 - (2) 地区社協の活動・運営支援(P10/9,168 千円 P21/4,147 千円、2,640 千円、1,760 千円) 市社協の内部組織である地区社協と進むべき方向性と目的を共有しながら、その実現に 向けた地域福祉活動の実践と安定的・持続的な組織運営を支援します。

2 地域づくりを支援する事業の充実

- (1) 交流事業 (P21/3,000 千円)
 - ① ふれあい・いきいきサロン事業地区社協が中心となり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して「ふれあいの場」「仲間づくりの場」を提供します。
 - ② ふれあい・はつらつサロン事業 地区社協が中心となり、在宅で生活している心身障がい者(児)に対して「ふれあい の場」「仲間づくりの場」を提供します。
 - ③ ふれあい・子育てサロン事業 地区社協が中心となり、乳幼児を持つ子育て家庭に対して「交流の場」「仲間づくり の場」を提供します。

また、今後は、地域で暮らす高齢者や障がい者等の生きがい感を高めるとともに、 地域住民同士のつながりを広めるために、ふれあいサロン事業から「(仮称) 共生型 サロン への移行を図ります。

(2) 見守り事業

- ① 安心生活見守り支援事業 小域福祉ネットワークが中心となり、一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせる よう、定期的な見守り・声かけ活動の推進・充実に取り組みます。
- ② 友愛訪問活動
- ③ <u>地域主体の子どもの見守り強化事業【新規】</u> 地域の子育て支援に携わる関係団体と協働し、満2歳から学齢前の未就園児を対象に 戸別訪問を行い、児童虐待の未然防止や早期発見、必要な支援に繋ぐなど地域全体の 見守りの強化に努めます。
- (3)福祉バザー事業・歳末たすけあい募金事業(歳末たすけあい運動協力事業)(P11/307千円)

(4) 地域福祉支援事業 (歳末たすけあい募金配分金事業) (P11/3,640 千円)

(5) 子ども食堂(地域食堂)の活動の推進

地域の子ども等の居場所が広がるように、子ども食堂(地域食堂)の新規開設や活動の 促進を支援します。また、今後は、子ども食堂(地域食堂)に加え、学習支援等の多様 な子どもの居場所づくり活動の支援にも取り組みます。

(6) 共助の基盤づくり事業(地域づくり支援事業)【新規】(P20/8,000 千円)

地域で暮らす高齢者や障がい者、生活困窮者など全ての住民が安心して暮らすことのできる地域共生社会づくりを目指すため、地域で活動するさまざまな組織や団体、専門機関等と連携・協働した「ともに支え合う地域づくり」に向けた地域の基盤づくりに努めます。

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動連絡調整会議

災害支援活動に関わる関係機関・団体による、平常時から災害対策についての情報共有 や連携体制の構築を図り、災害時に迅速かつ効果的なボランティア活動が行えるような 環境整備を努めます。

(2) 災害時救援活動のための社協基盤整備方策(初動体制マニュアル)・災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備

災害支援活動に関わる関係機関・団体の協力のもと、両マニュアルに基づく「災害ボランティアセンター設置運営訓練」を通じた検証、評価を行い、市原市地域防災計画における本会の役割等も踏まえマニュアルの実効性を高めます。

(3) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

大規模災害が発生した際に、支援を必要とする人と活動を希望する人のコーディネート等を迅速かつ円滑に展開するために、平常時からの訓練(サテライト設置訓練含む)を 定期的に実施します。

(4) 災害ボランティアセンターの体制強化【拡充】

市原市内に地震、風水害その他の災害が発生、または発生のおそれがある時に、「市原市地域防災計画」に基づき、市社協が円滑なボランティア活動支援を行うために設置する、災害ボランティアセンターの体制強化を図ります。

(5)災害ボランティアの育成・確保【拡充】

災害発生後早期から被災者の生活復旧支援活動を迅速・効果的に展開するために、ボランティアとして活躍する人材の育成・確保に取り組みます。

(6) 災害支援ボランティア事業

地区社協が中心に、災害にも強い地域づくりに向けて、地域特性に応じた防災・減災活動に取り組みます。

2 みんなの生活を支えるための体制づくり

1 総合的な相談支援体制の充実

(1)総合相談支援事業

住民が抱える生活課題の解決に向け、小域福祉ネットワーク、地区社協、市社協が連携・協働した包括的・重層的な相談支援体制の構築を通じた「地域共生社会の実現」に取り組みます。また、今後は、地域住民が抱える様々な困りごと(生活課題)の解決に向けて、身近な地域で「気づく・つなぐ・見守る」ことに主眼を置いた、新たな相談支援体制の構築を図ります。

(2) 相談支援事業 (P10/210 千円)

地区社協が中心となり、地域住民が身近で気軽に相談できる場や機会の提供に取り組みます。

2 地域生活を支援する事業の充実

(1) 日常生活支援事業

- ① 住民参加型在宅福祉サービス (P10/1,650 千円)
- ② 事業化・活性化推進サービス (**P10/330 千円**) 地区社協が中心となり、地域住民の日常生活上のちょっとした困りごとの解決に向けた 住民同士による助け合い活動に取り組みます。

(2) 市原市成年後見支援センター運営事業【新規】(P14/27,878 千円)

- ① 福祉サービス利用援助事業 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方に対し て、契約に基づき、福祉サービス利用援助等を行います。
- ② 成年後見制度広報・啓発・研修会の実施 (P14/176 千円) 成年後見制度の利用促進を図るため、パンフレットの配布、市民向けの研修会を行います。
- ③ 成年後見制度専門相談及び一般相談 (P14/436 千円) 弁護士による専門相談、職員による制度概要や申立書類の記載方法など一般相談を 行います。来局が困難な場合には、職員が出向き相談に応じます。
- ④ 調整会議の開催 (P14/570 千円) 司法、福祉の専門家及び関係機関で構成された調整会議を実施し、後見制度の必要性 や、受任の調整、検討を行います。その他、制度利用促進の観点からケースの検討を 行います。
- ⑤ 法人後見の実施(P14/106 千円)本会が後見人として受任していきます。

(3) ホームケアサービス事業

3 子育て・高齢者・障がい者・生活困窮者支援活動の充実

(1) 子育て

- ① 出産前後家事サポート支援事業(市原市受託事業)(P18/4,217 千円) 妊娠から出産後1年間の不安定な時期に、家事または育児支援などを必要とする家庭 にホームヘルパーを派遣し、子育てしやすい環境づくりの支援に努めます。
- ② いちはらファミリー・サポート・センター事業 (市原市受託事業) (P17/4,758 千円) 概ね生後 6 ヵ月から小学校 6 年生までの子育て家庭を対象に、一時的な預り等の育児の援助活動を行い、仕事と育児を両立できる環境づくりの支援に努めます。

(2) 高齢者

- ① 生活支援体制整備事業(市原市受託事業)(P19/24,471 千円) 高齢者を地域全体で支えるための「地域包括ケアシステム」の構築に向け、本会職員 が「生活支援コーディネーター」を担い、「協議体」と連携・協働しながら、住民主体 による生活支援サービス等の仕組みづくりの推進に努めます。
- ② 居宅介護支援事業 (P33/20,077 千円)

(3) 高齢者・障がい者

- ① 送迎ボランティアサービス事業 既存の交通機関での移動が困難な高齢者や障がい者(児)等の外出を支援し、社会参加 を促進します。
- ② 福祉カー貸付事業(市原市受託事業)(P17/166 千円)

(4) 生活困窮者

① 各種資金貸付事業

低所得者世帯に対し、各種資金貸付を通じ生活困窮者自立支援制度などの他制度や 関係機関と連携した当該世帯の自立支援に努めます。

<県社協受託事業> (P15/9,792 千円)

生活福祉資金貸付事業(総合支援資金等)

臨時特例つなぎ資金貸付事業

<市原市受託事業> (P16/2,490 千円)

療養資金貸付事業

福祉資金貸付事業

② 新たな生活困窮者支援活動の構築【新規】(P10/275 千円)

生活困窮者を地域全体で支える仕組みづくり(困った時はおたがいさまの地域づくり)に向けて、新たな生活困窮者支援活動を創出し、その推進を図ります。

3 みんなの顔がつながる仕組みづくり

1 地区行動計画に基づく取組の推進

(1) 地区行動計画の推進【拡充】

計画の達成度など、進捗状況を確認、評価するとともに、進行管理を行いながら、取組 を積極的に推進します。また、今後は、第6次市原市地域福祉活動計画との連動性・整 合性を図るために、必要に応じた見直しを行い、その推進を図ります。

2 福祉圏域間の連携・協働体制の強化

(1) 小域福祉ネットワーク連絡会議(地区社協単位)

小域福祉ネットワーク間の横のつながりと小域福祉ネットワークと地区社協の連携・協働 体制の強化に取り組みます。

(2) いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議(市全体)(P21/55 千円)

小域福祉ネットワーク間の横のつながりと小域福祉ネットワークと市原市・市社協の 連携・協働体制の強化に取り組みます。

(3) 地区社協連絡会(P21/90 千円)

地区社協間の横のつながりと地区社協と市社協が一体となって地域福祉の推進に取り組むための定期的な開催による体制強化を図ります。

(4) 地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会(P21/150 千円)

3 関係機関・専門機関との連携の推進

(1) 関係機関・専門機関との連携の推進

住民が抱える生活課題の解決に向け、市原市相談機関連絡会への参画により、子育てネウボラセンター、地域包括支援センター、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センター、いちはら生活相談サポートセンター等、地域福祉に関わる多種・多様な関係機関・専門機関との連携強化に取り組みます。

4 みんなで取り組むための基盤づくり

1 地域福祉を支える多様な担い手の養成

(1)福祉教育の推進【拡充】

すべての市民を対象に、福祉や地域についての理解・関心を深めるとともに、地域づくり への参画のきっかけづくりとなることを目的に、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。

(2) 高齢者の社会参加の促進

地域や関係機関等と連携しながら、地域福祉活動に関する周知を図るとともに、活動への 参加機会の拡大に努めます。

(3) 新たな担い手の養成に向けた取り組み

ボランティアセンターや市社協が管理・運営する保健福祉センターが実施する各種事業等 を通じて、地域福祉活動の新たな担い手の確保・養成に取り組みます。

(4) 人材育成事業 (P10/330 千円)

地区社協が中心となり、地域特性に応じた地域福祉活動の拡大を図るために、新たな担い 手の発掘・確保に取り組みます。

2 ボランティアセンター機能の強化 (P12/12,223 千円)

ボランティアの自主的・自発的な社会貢献活動を推進・支援するとともに、地域福祉活動の担い手として活躍する人材の育成・確保に取り組みます。

(1) ボランティア活動に関する相談・コーディネート

① ボランティア相談受付、コーディネート

(2) ボランティア活動に関する情報提供

- ① ホームページ、SNS、社協だよりによる情報提供
- ② ボランティア情報ステーションの設置

(3) ボランティア活動への支援

- ① ボランティア登録、ボランティア保険への加入
- ② ボランティア関連保険への加入申請手続き
- ③ 印刷機等の備品の貸出
- ④ 作業スペースの提供
- ⑤ ボランティア連絡協議会の事務局

(4) ボランティアの普及・交流

- ① ボランティアフォローアップ講座
- ② 人の輪を広げる交流促進事業

(5) ボランティア活動の推進

- ① 傾聴ボランティア養成講座
- ② 青少年ボランティア養成講座
- ③ 地域福祉活動の担い手となるボランティアの育成・確保【拡充】

(6) 福祉教育の推進

- ① 出前講座
- ② 体験学習用備品の貸出

(7) 災害ボランティア活動関連

- ① 災害ボランティア活動連絡調整会議(再掲)
- ② 災害時救援活動のための社協基盤整備方策(初動体制マニュアル)・災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備(再掲)
- ③ 災害ボランティアセンター設置運営訓練(再掲)
- ④ 災害ボランティア育成・確保【拡充】(再掲)

(8) 市民活動・生涯学習分野との連携・協働

(9)送迎ボランティアサービス事業関連

- ① 送迎ボランティアサービス事業(再掲)
- ② 送迎ボランティア研修会
- ③ 送迎ボランティア養成講座

3 地域福祉推進体制の強化

(1) 社会福祉法人の公益的な取組との連携【新規】

地域によって異なる福祉ニーズや生活課題の解決に向けて、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」と地域福祉活動を結びつけるための顔の見える関係の構築に取り組みます。

(2) 民生委員・児童委員活動の支援

全国的になり手不足の傾向が続く中、地域住民からの相談に応じ、適切な機関への 橋渡しや地域での見守りなど、その生活課題の解決にあたる民生委員・児童委員の活動 支援に取り組みます。

(3) 地域の関係団体との連携強化

地域福祉の推進を図るため、町会・自治会、子育て家庭支援員協議会、老人クラブ等の 地域の関係団体との一層の連携強化に取り組みます。

(4) 市社協の基盤強化

「第5次市原市地域福祉活動計画」に基づいた地域福祉の推進を図るため、「第3次社協発展強化計画」を策定し、法人運営基盤の強化に取り組みます。

法人経営及び運営

1 トップマネジメント、トップセールスの強化

- トップマネジメントカの強化
 - ・ 正副会長会議の開催(毎月)
 - ・ 常任委員会の開催(年4回)
 - ・ 理事会の開催(年4回)
- 監事監査の実施(年1回)
- 評議員会の開催(年3回)

2 社協の見える化・見せる化の推進

- 広報、発信力の強化
 - ・ 広報委員会の開催(毎月)【拡充・強化】
 - ・ 各種パンフレット等の広報素材の作成・充実
 - ・ 広報紙・ホームページの充実
 - ・SNSを活用した情報発信の充実
 - ・ 動画コンテンツ導入検討【新規】
 - · 公式 LINE の導入検討【新規】

3 事務事業推進体制の強化

■ 法人管理、運営体制の強化

- ・ 法人運営体制の再構築
- ・ 内部経理監査の実施(年4回)
- ・ チームリーダー会議の実施(毎月)【拡充・強化】
- チーム会議の開催(月2~4回)

■ 地域福祉推進体制の強化

- ・地域福祉活動計画推進本部会議の開催(毎月)
- ・職員連絡調整会議の開催(毎月)
- ・チーム会議の開催(月2~4回)

■ 生活支援推進体制の強化

- ・ 相談支援体制の強化
- ・ 市原市成年後見支援センター組織体制の強化【新規】

4 人材育成及び人材確保

■ 人事考課制度の効果的な運用

■ 育成体制の再構築

- ・ 内部研修 (階層別研修) の実施
- ・ 所属内研修(チーム研修)の実施【拡充・強化】
- チームリーダー層の育成

5 財政基盤の充実・強化

■ 自主財源の充実、強化

- · 広報、PRの充実、強化
- 法人会員、共同募金の拡充

一指定管理施設一

老人福祉センター

「指定管理期間: H31.4.1~R6.3.31]

■ 老人福祉センター

高齢者一人ひとりが健康で明るく暮らせるよう、憩いの場を提供し、日頃から悩みや不安を抱える 方に対し相談・援助等を行うことで安心安全に暮らすための支援を行なうとともに、各種講座、講習 会を開催し、豊かな心で生きがいのある生活ができるよう、高齢者福祉の増進を図ります。

1 相談事業

- (1) 各種生活相談等の総合相談受付 (通年)
- (2)保健師(看護師)による健康相談等(月1回)

2 情報コーナー設置

- (1) 警察等からの高齢者犯罪や事故防止のための情報提供
- (2) ボランティア活動等の情報提供

3 各種講座の実施

- (1)健康体操(月2回)
- (2) 警察及び市生活安全課による指導(年1回)

4 教養講座の実施

(1)	書道教室	(月2回)	(5)	絵手紙教室	(月1回)
(2)	生け花教室	(月2回)	(6)	囲碁教室	(月4回)
(3)	アートフラワー教室	(月1回)	(7)	教養講座作品展示	(随時)
(4)	大正琴教室	(月2回)			

5 福祉教育(生涯学習)

- (1)世代間交流事業(年2回)
- (2) (再掲) ボランティア情報提供コーナー設置(通年)

6 その他

- (1) ゲートボール場の提供(5) ヘルストロンの提供(2) 機能回復訓練コーナーの提供(6) ラジオ体操の実施(3) 浴場の提供(7) 踊りの実施
- (4) カラオケの提供

姉崎保健福祉センター

[指定管理期間: R3.4.1~R8.3.31]

■ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズや相談に応じ、適切な管理運営と住民参加による各種事業を企画実施します。また、地区の特性を活かしながらボランティア・NPO等の活動の場や情報の提供を行い、ともに福祉のまちづくりを進めていくことで、地域の福祉力を高めていきます。

1 福祉活動支援

- (1) ふれあい・いきいきサロン
- (2) 小域福祉ネットワークの推進及び活動支援

2 ボランティア活動等の支援

- (1) 施設の提供
- (2) ボランティアグループが実施する事業への協力

3 住民参加型事業の実施

- (1)地域交流事業 (年18回)【拡充・強化】 (4)世代間交流事業(年15回)【新規】
- (2)子育て支援事業(年24回)
- (5) 心身障がい者交流事業(年3回)
- (3) 市民講座の実施(年15回)
- (6) 地域住民利用促進事業(年1回)

4 福祉情報等の提供

- (1) ボランティア・NPO情報ステーションの設置(通年)
- (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (通年)**【拡充・強化】**
- (3) ボランティアグループ活動紹介

(年1回)

(4) 施設だよりの発行

(通年)**【新規】**

5 相談業務

(1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**

■ 老人福祉センター

高齢者が相互に交流できる憩いの場を提供するとともに、各種講座・講習会を開催し、社会参加の 契機や介護予防に繋げ、住み慣れた地域で心身ともに健康な生活ができるよう、高齢者福祉の推進 を図ります。

1 各種講座の開催

- (1)健康講座
 - ① ヨガ教室 (年10回)
 - ② はじめての太極拳教室(年10回)
 - ③ ヨガ教室【中級】 (年6回)
 - ④ 健康体操教室 (年8回)
- (2) 教養講座
 - ① 絵手紙教室(年10回)
 - ④ 折り紙教室 (年2回)⑤ 料理教室 (年2回) (年2回) ② 一字書教室(年4回)
 - ⑥ ハンドメイド教室(年4回)【新規】 ③ 水墨画教室(年4回)
 - (3) 自主事業
 - ① 茶話会(ふれあい・いきいきサロン)【新規】
 - ② 歩こう会【新規】

2 相談業務

- (1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**
 - ① 生活相談
 - ② 健康相談

■ 児童館

児童に安全な遊びの場を提供し、健康増進や体力の向上及び情操を豊かにするとともに、乳幼児と その保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言やその他援助を 行います。

1 遊びの指導

(1) 子どもの成長段階に応じた遊びの提供と指導(通年)

2 必須事業

- (1) 地域子育て支援拠点事業**【新規】**
 - ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進(通年)
 - ② 子育てに関する相談、援助の実施 (通年)
 - ③ 地域の子育て関連情報の提供 (通年)
 - ④ 子育て及び子育て支援に関する講座等事業の実施
 - ・ポヨポヨクラブ(毎週火曜)・ママのリフレッシュ講座(年1回)
 - ・ひよこクラブ (毎週木曜)・乳幼児すこやか講座 (年3回)
 - ・のびのびクラブ(毎週金曜)・・食育講座(年1回)
 - ・児童館大運動会(年1回) ・乳幼児のための救急法 (年1回)
- (2) 自然体験活動事業
 - ① アネッサ体験事業 (年1回)
 - ② 子どもボランティアクラブ
 - ③ 子どもボランティア育成支援事業 (通年)
 - ④ 年長児童等来館促進事業 (通年)

3 自主企画事業

(1) 定期企画事業

- ① ふたごっちクラブ (毎月第2水曜) ⑥ おはなし会 (毎月第1日曜)
- ② 英語で遊ぼう (毎月第4水曜) ⑦ 昔あそび (年4回)
- ③ ママといっしょ (毎月第3水曜) ⑧ おもいっきり体育室(年4回)
- ④ 工作・創作 (毎月第2・4日曜) ⑨ おはなし広場 (年4回)
- ⑤ ゲーム (毎月第3日曜)

(2) 単発企画事業

① おもしろ実験教室 (年1回) ⑥ クッキング教室

② 児童館クリスマス会 (年1回)

③ チャレンジ夏休みの課題(年3回)

④ 卓球教室 (年2回)

⑤ ハンドメイド教室 (年1回)

(年1回)

⑦ お楽しみ劇場 (年3回)

⑧ ドールシアター (年2回)

⑨ 乳幼児のための交通安全教室(年1回)

4 相談業務

(1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**

5 図書貸し出し

(1) 図書貸し出し(通年)

三和保健福祉センター

[指定管理期間: H31.4.1~R6.3.31]

■ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズや相談に応じ、住民参加による各種事業を企画実施するとともに、ボランティア・NPO等を中心とした民間福祉団体の活動の場や情報の提供を行いながら、ともに福祉のまちづくりを進めることで、地域の福祉力を高めます。

1 福祉活動支援

(1) 小域福祉ネットワークの推進及び活動支援

2 ボランティア活動等の支援

- (1) 施設の提供
- (2) ボランティアグループが実施する事業への協力

3 住民参加型事業の実施

(1)	地域交流事業	(年5回)	(5) おもちゃ図書館	(月2回)
(2)	世代間交流事業	(年2回)	(6) さんあーとくらぶ	(月1回)
(3)	市民講座の実施	(年1回)	(7) フレンズ	(月2回)
(4)	子育てサロン	(年10回)	(8) ひきこもり支援「自由空間」	(月1回)

4 福祉情報等の提供

- (1) ボランティア・NPO情報ステーションの設置(通年)
- (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (通年)【拡充・強化】
- (3) さんはーとだよりの発行 (年2回)

5 相談業務

(1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**

■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るく暮らせるよう、憩いの場を提供し、保健指導やボランティアの技術奉仕を受け、各種講座、講習会を開催し、豊かな心で生きがいのある生活ができるよう、高齢者福祉の増進を図ります。

1 各種講座の開催

(1)健康講座

① 健康体操教室 (年8回) ⑤ 健康づくり教室(年4回)

② 気功教室 (年4回) ⑥ 健康太極拳 (年4回)

③ ヨガ教室 (年8回) ⑦ 脳トレ教室 (年1回)

④ リズムストレッチング教室(年3回)

(2) 教養講座

① 茶の湯教室 (年4回)

② 一文字書教室(年4回)

③ 俳句教室 (年4回)

④ 絵手紙教室 (年4回)

2 健康等の情報提供

(1) 各関係機関からの啓発用ポスターの掲出や情報リーフレット等の設置

3 相談業務

- (1)福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**
 - ① 生活相談
 - ② 健康相談

■ 児童館

児童に健全な遊び場を提供し、健康を増進し情操を豊かにするとともに、子育て支援等、地域組織活動の育成助長及び青少年の健全育成を図ります。

1 遊びの指導

(1) 子どもの成長段階に応じた遊びの提供と指導(通年)

2 必須事業

- (1) 子どもボランティア育成支援事業(年2回)
- (2)年長児童等来館促進事業 (年1回)

3 自主企画事業

- (1) 子育て支援事業
 - ① さんさんくらぶ・きらきらくらぶ(週2回)
 - ② あかちゃんくらぶ (週1回)
 - ③ よちよちくらぶ (週1回)
- (2) 定期企画事業
 - ① 工作・創作・レクリエーション活動(月4回)
- (3) 単発企画事業
 - ① 人形劇 (年2回) ⑤ ベビーマッサージ (年2回)
 - ② 絵手紙教室 (年1回) ⑥ 親子ベビーヨガ教室 (年1回)
 - ③ 布ぞうり教室(年1回) ⑦ 知ってて良かったママの救急法(年1回)
 - ④ 工作教室 (年1回) ⑧ 世代間交流事業 (年3回)

4 相談業務

(1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**

5 図書貸し出し

(1) 図書貸し出し(通年)

南部保健福祉センター

[指定管理期間: R2.4.1~R7.3.31]

■ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズや相談に応じ、住民参加による各種事業を企画実施するとともに、住民の福祉に対する理解を深め、ボランティアの育成を図ることで地域の担い手育成に取り組むことで、福祉のまちづくりの推進に努めます。

1 福祉活動支援

- (1) ふれあい・いきいきサロン
- (2) 小域福祉ネットワークの推進及び活動支援

2 ボランティア活動等の支援

- (1) 施設の提供
- (2) ボランティアグループが実施する事業への協力

3 住民参加型事業の実施

- (1) 地域交流事業 (年3回) (4) 世代間交流事業 (年1回)
- (2) 子育て支援事業(年4回) (5) 障がい者交流事業(年1回)
- (3) ふれあいサロン(年4回) (6) なのはなフェスタ(年1回)

4 福祉情報等の提供

- (1) ボランティア・NPO情報ステーションの設置 (通年)
- (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (通年)【拡充・強化】

5 相談業務

(1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**

■ 中高年健康増進施設

地域住民の健康の増進、発病の予防を重視し、健康増進施設を開放するとともに、各種講座・講習会 を開催し、地域住民が健康で明るく活力に満ちたまちづくりの推進を図ります。

1 各種講座の開催

- (1) 歩行用プール
 - ① 水中ウォーキング(年6回)
 - ② アクアビクス (年8回)
- (2)健康増進室
 - ① 安全講習会 (週3回)
 - ② 月例講習会 (年12回)
 - ③ ミニストレッチ教室(週3回)

2 相談事業

- (1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**
 - ① トレーニング(運動法)相談
 - ② 健康相談

■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るく暮らせるよう、憩いの場を提供するとともに、各種講座、講習会を開催し、 豊かな心で生きがいのある生活ができるよう、高齢者福祉の増進を図ります。

1 各種講座の開催

- (1)健康講座

 - ① 健康体操 (年10回) ④ ミニストレッチ教室(年12回)
 - ② ヨガ教室 (年8回)
- ⑤ 太極拳
- (年5回)

- ③ 中級ヨガ教室(年8回)
- (2)教養講座
 - ① ハーモニカ教室 (年8回) ③ 太巻き寿司教室 (年2回)
 - ② 健康教室 (年4回)
- 4) 教養講座 (年5回)

2 相談業務

- (1)福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**
 - ① 生活相談
 - ② 健康相談

3 その他

(1) 大広間の開放(通年)

■ 児童館

児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や情操を豊かにするとともに、子育て支援等、地域組織活動 の育成助長及び青少年の健全育成を図ります。

1 遊びの指導

(1) 子どもの成長段階に応じた遊びの提供と指導(通年)

2 必須事業

- (1) 自然体験活動(年2回)
- (2) 子どもボランティア育成支援事業(年2回)

3 自主企画事業

(1)	子育てクラブ(幼児)	(週1回)	(7)	料理教室	(年1回)
(2)	子育てクラブ(乳児)	(週1回)	(8)	親子体操	(年1回)
(3)	親子クラブ	(週1回)	(9)	季節のイベント	(年8回)
(4)	工作・お話し会・ゲーム等	(月3回)	(10)	ママのリフレッシュ	(年1回)
(5)	世代間交流事業	(年2回)	(11)	交通安全教室	(年1回)
(6)	おもしろ実験教室	(年1回)	(12)	なのはなシアター	(年2回)

4 相談業務

(1) 福祉総合相談(通年)**【拡充・強化】**

5 図書貸し出し

(1)図書貸し出し(通年)

居宅介護支援事業所の経営

1 居宅介護支援事業

要介護状態にある方に対し、介護保険法令の趣旨に基づいて利用者及びその家族を訪問し、 相談をしながら、適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成し、自立生活 の支援をします。(通年)

2 介護予防給付ケアマネジメント事業

地域包括支援センターからの受託事業として、利用者及びその家族を訪問し、アセスメント を行い、介護予防サービス計画を作成し、自立生活の支援をします。(通年)

3 要介護認定調査

市町村からの受託事業として、本会介護支援専門員が訪問し、要介護認定のための聞き取り 調査を行います。(通年)

4 研修会等の参加

職員の資質の向上を図るとともに、地域ケア会議等の参加を通じて「地域課題」や「ケアマネジメント課題」を多職種と共有し、ケアマネジメント機能の向上を図ります。